

事務連絡

平成30年7月20日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課
消防庁危険物保安室

平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用等に係るリーフレットの送付について

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用については、「平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用について」（平成30年7月13日付け消防予第458号）及び「平成30年7月豪雨に対応した危険物関係法令の運用について（通知）」（平成30年7月13日付け消防危第132号）により、豪雨被害を踏まえた弾力的な対応をお願いするとともに、消防関係手数料の減免措置については、「平成30年7月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について（通知）」（平成30年7月20日付け消防予第475号・消防危第138号）により特段の配慮をお願いしているところです。

今般、これらの通知に示される内容について、防火対象物及び危険物施設関係者に対する周知のためのリーフレットを作成しましたので、各申請窓口での掲示や、立入検査時の周知などにご活用ください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

【防火対象物に関すること】

消防庁予防課

担当：塩谷・四維・松葉・祝迫

電話：03-5253-7523

【危険物施設に関すること】

消防庁危険物保安室

担当：大越・竹本・池町・池田

電話：03-5253-7524



平成30年7月豪雨により被災した 防火対象物の関係者のみなさまへ

平成30年7月
消防庁

平成30年7月豪雨により、建物に浸水や土砂が流入するなどの甚大な被害が発生しています。

このたびの豪雨により被害を受けた防火対象物の関係者の皆様におかれましては、建物の利用を再開する際には、できる限り迅速に消防用設備等の点検を実施し、安全確認を行ってください。

この場合、次の点にご留意ください。

- ① 点検の結果、異常が認められ、改修工事を行う場合は、消防法令に基づき届出等が必要ですが、軽微な工事等の場合は、届出や消防検査が不要な場合もあります。
※詳細は、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について(通知)」(平成9年消防予第192号)をご覧ください。(消防庁ホームページ: <http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi0912/091205yo192.pdf>)
- ② 届出が必要となる場合、当面、これらの届出の際に添付する設計に関する図書等については簡易なものとし、詳細については後日別途提出を求める等の弾力的な運用を行うことができますこととしています。
- ③ やむを得ず異常が認められた消防用設備等の改修が終了しない間に当該防火対象物の使用を開始せざる得ない場合は、火気管理の徹底、初期消火体制や避難経路等の確認など防火管理体制の一層の徹底を図り、早期に改修等を行うよう努めてください。

また、消防法令に基づく各種届出等（消防用設備等点検、防火対象物点検及び防災管理点検の結果の報告、防火対象物点検及び防災管理点検の特例認定、防火管理者及び防災管理者の選任届等）については、豪雨被害の影響等を勘案の上、弾力的に運用することとしています。

このほか、防火管理者講習修了証や防災管理者講習修了証の再交付等の手数料が減免される場合があります。

なお、個々のご相談については、管轄の消防本部又は消防署までご連絡ください。

お問い合わせ先:



平成30年7月豪雨により被災した 危険物施設関係者のみなさまへ

FDMA
住民とともに

平成30年7月
消防庁

平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生しており、危険物施設においても、浸水や土砂流入による被害が発生しています。

危険物施設関係者の皆様におかれましては、施設を再開する際には、できる限り迅速に点検を実施し、安全確認を行ってください。

この場合、次の点にご留意ください。

- ① 点検の結果、異常が認められ、変更工事等を行う場合は、消防法令に基づき変更許可等の手続が必要ですが、軽微な補修等の場合は、届出等で足りる場合もあります。

※詳細は、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」(平成14年消防危第49号)をご覧ください。(消防庁ホームページ:<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1403/140329kiho49.pdf>)

- ② 特定屋外タンク貯蔵所のタンク直径の1/100以上(それ以外のものにあつてはタンク直径の1/50)の不等沈下が認められた場合は、臨時保安検査又は基礎修正等が必要です。

また、消防法令に基づき行われている危険物関連制度については、次のとおり迅速かつ弾力的に運用しています。

- ① 豪雨により被害を受けた危険物施設に係る変更許可等の手続については、できる限り迅速に対応することとしています。
- ② 豪雨により被災したことにより、危険物施設以外の場所において、臨時的に指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いが必要な場合には、消防長又は消防署長の承認を受けることにより、「仮貯蔵・仮取扱い」の制度が活用できます。

※詳細は、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年消防災第364号・消防危第171号)をご覧ください。

(消防庁ホームページ:http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf)

- ③ 危険物取扱者の保安講習について、受講期限を迎える危険物取扱者の方で、被災したことにより講習の受講が困難な場合には、受講時期を遅らせる等の弾力的な運用を行うことができます。

このほか、危険物施設の設置・変更許可及び危険物取扱者免状の再交付等の手数料が減免される場合があります。

なお、個々のご相談については、管轄の消防本部又は消防署までご連絡ください。

お問い合わせ先: